

青森県報

号外第七十一号

平成二十六年九月十二日(金曜日)

目次

海区漁業調整委員会

東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示	(事務局)	一
東部海区管内におけるアドの採捕の指示	(同)	二
西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示	(同)	三
西部海区管内におけるアドの採捕の指示	(同)	四

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十六年九月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長富田由磨

河口付近における操業の制限
1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十六年十月一日から同年十一月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海

漁業	は定え式なわわ漁業、及び小型定置漁業、	五戸川河口、アメト河口左岸から、アカルの右岸から、アラカマラ真方位六十九度三十分三百メートルの点	エウイメート河口点点ル河高ア、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と	エウイア最老の点河点点河高の川河口、(下北郡東通村)エアアの点河点点河高の川河口、(下北郡東通村)エウイア最老の点河点点河高の川河口、(下北郡東通村)	エウイア最大の河口、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と	エウイア最大の河口、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と	エウイア最大の河口、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と
海 域	は定え式なわわ漁業、及び小型定置漁業、	五戸川河口、アメト河口左岸から、アカルの右岸から、アラカマラ真方位六十九度三十分三百メートルの点	エウイメート河口点点ル河高ア、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と	エウイア最老の点河点点河高の川河口、(下北郡東通村)エアアの点河点点河高の川河口、(下北郡東通村)エウイア最老の点河点点河高の川河口、(下北郡東通村)	エウイア最大の河口、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と	エウイア最大の河口、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と	エウイア最大の河口、イ、ウ、工の各点を順次に結んだ三直線と

面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

は定式小型漁業、えなわ網漁業及び漁業

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十六年十一月十一日から同月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海

域

漁業

<p>新井田川及び馬淵川河口 八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から 太郎地へ八戸波堤の下流端を経て、馬淵川、新井田川 至る直線、新井田川河口（八戸市豊洲四番の北端） 潮時海岸線を以て、八太郎地区北導流堤及び最大端に 囲まれた海域</p> <p>は定式さし網漁業、固定式さし網漁業及び えなわ漁業</p>	<p>3 1及び2に掲げる海域においては、平成二十六年十月一日から同年十一月三十日までの間、竿釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。</p> <p>一 沿岸域における操業の制限</p> <p>次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十六年十月一日から同年十一月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。</p>						
<p>青森県東部海区漁業調整委員会指示第九号</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">域</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">漁業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域 （下北郡最風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畑町釣屋浜 通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以下の 海域。）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">固定式さし網漁業 及びえなわ漁業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">小型定置漁業</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	域	漁業	最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域 （下北郡最風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畑町釣屋浜 通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以下の 海域。）	固定式さし網漁業 及びえなわ漁業	小型定置漁業	
域	漁業						
最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域 （下北郡最風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畑町釣屋浜 通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以下の 海域。）	固定式さし網漁業 及びえなわ漁業						
小型定置漁業							
<p>青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は獵銃を使用する者に限る）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。</p> <p>平成二十六年九月十一日</p>	<p>青森県東部海区漁業調整委員会 会長　富田由廣</p> <p>一定義 この指示において、「トド」とは、アシカ亜目（アシカ科）のトドをいう。</p>						

青森県東部海区漁業調整委員会
会長畠田

会長富田由廣

十一
采譜の詞眼又は樂井及び響子

委員会は、トドの繁殖保護又は

限し、条件を付け又は採捕の停

十二 承認の取消し

一定義
この指示に「アシカ」または「アシカ科」のトチを二つ以上採捕の承認

青森県東部海区漁業調整委員会指示第九号
青森県東部海区管内におけるトビの採捕（生け捕り又は獣銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

ハ
採捕数の制限
九 委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める
委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕
承認証の交付
する。

採捕の期間は、平成二十六年十一月一日から平成二十七年五月三十一日までとする。

六	申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
七	2 その他委員会が特に必要があると認めるとき
八	承認者数の制限
九	委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。
十	採捕の期間

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 五 承認をしない場合

1 承認の対象者は、次のいずれかに該当するもの
試験研究の用に供しようとする者

2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者

3 その他委員会が特に認めた者

三 業調整委員会（以下「委員会」といふ。）の承認を受けなければならない。

青森県東部海区において、トドを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といふ。）の承認を受けなければならない。

四 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成二十六年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」といふ。）に基づき、トド採捕承認申請書類を委員会に提出しなければならない。

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成二十六年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」といふ。）に基づき、トド採捕承認申請書類を委員会に提出しなければならない。

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚收後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十六年十月一日から平成二十七年九月三十日までとする。

1

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十六年九月十一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長前田廣臣

一 河口周辺における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十六年十月一日から同年十一月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

川内川河口 川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域	海 域
定式さし網漁業及び はえなわ漁業	漁 業

野辺地川河口 清水川河口中央から半径五百メートル以内の海域	海 域	漁 業	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
<p>2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十六年九月二十日から同年十一月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県方面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。</p> <p>中村川河口 最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア最大河口左岸から真方位一百六十三度三十分三百メートル イトルの点アから真方位三百四十七度三十分五百メートル イの点工から真方位三百四十六度三十分五百メートル ウの点エの河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートル エの河口右岸から真方位七十三度三十分五百メートル ウの点アから真方位三百三十六度三十分五百メートル エの点エから真方位三百二十二度三十分五百メートル の点河口右岸から真方位五十二度三十分三百メートル 赤石川河口 ア最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 イトルの点アから真方位三百四十六度三十分三百メートル エの点エから真方位三百三十六度三十分五百メートル</p>	海 域	漁 業	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

	域	海	域	沿岸域における操業の制限
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から 高さ二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大方 位潮時海岸線から一百五十メートル以内の海域	漁業	東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩(鉢ヶ崎の東端に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及東北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線と)の間ににおける最大高潮時海岸線から九十二度三十分の線と以内の海域	固定式さし網漁業及びえなわ漁業	1に掲げる海域においては、平成二十六年十月一日から同年十一月三十日までの間、また、2に掲げる海域においては、平成二十六年九月二十日から同年二月二十日までの間、竿釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。
次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十六年九月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。	漁業	ワシ、アジ、イカを対象とした小型定置漁業を除く。	建網漁業、固定式さし網漁業及びえなわ漁業	次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十六年十月一日から同年十一月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

三 サケ採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりサケを採捕してはならない。

域分真の の方境北 線位に津 以二設輕 南百置郡 の九しと 日十た東 本二標津 海度柱輕 の三か郡 海十らと	お二標津分かの館 け度柱輕のら東石東 る三か郡線真端崎津 海十らと及方 域分真のひ位に金 の方境北四設釜外 線位に津十置岩ヶ と二設輕一し～浜 の百置郡度た鉾町 間九しと三標ヶ字 に十た東十柱崎平	南位の海 域十一度 に設置岩ヶ 浜の海域 三標ヶ町子 十柱崎平及 分かの館石崎 のら東平及び 線真端東津 以方	海 域
の五る月二 間日五十十県 にか日八六が おら間日年別 け同及ま十途 る一月びで月指 定日四年間日す る間にかかる 日十にかる ま一おら平 で月け同成	八同か 日年ら平成 まで十月一月 月十六年四月 五月日から同月 日から同月及 月び日	及五 ら同月 月十年 四年日 月十二月 日まで十 一日かで十	期 間
漁業、定 業し、定 網底置漁 業網、建漁 業及び業、 はえな定置 わ式漁	えなわ漁業 固定式さし網 小型定置漁業 アシジイ力を対象とした 固定式定置漁業を除く。 渔业及びは えなわ漁業	漁業 小型定置漁業 及びはえなわ 式漁業	漁業

北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真大方をと浦津小夕を対置漁業を基点深西に位置する。小鰯深漁業と大字及び町名を定められた。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県西部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は獣銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十六年九月十一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣田

- 一定 義**
この指示において、「トド」とは、アシカ亞目（アシカ科）のトドをいふ。
- 二 採捕の承認**
青森県西部海区海域において、トドを採捕しようとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といふ。）の承認を受けなければならない。
- 三 承認の手続**
トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成二十六年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」といへ。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 四 承認の対象者**
承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。
- 1 試験研究の用に供しようとする者
 - 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
 - 3 その他委員会が特に認めた者
- 五 承認をしない場合**
次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。
- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
 - 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき
- 六 承認者数の制限**
委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。
- 七 採捕の期間**
採捕の期間は、平成二十六年十一月一日から平成二十七年五月三十一日までとする。
- 八 採捕数の制限**
委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。
- 九 承認証の交付**
委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、トドを採捕するときにせ、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十六年十月一日から平成二十七年九月三十日までとする。

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二番 奥間販売人 印町人 刷三丁 株式会社 七七号

定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行